

大分県県立学校施設照明改修事業 工事監理業務委託仮契約書（案）

1 委託業務の名称 大分県県立学校施設照明改修事業工事監理業務委託
（大分県府地区1期）

2 委託業務の場所 国東高等学校 大分県国東市国東町鶴川1974 外

3 履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

4 業務委託料 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
【注】「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に110分の10を 乗じて得た額である。

5 契約保証金 免除

6 建築士法第21条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

7 その他

- （1） この仮契約は大分県議会の議決を経、契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力を生ずるものとする。
- （2） この仮契約締結後、（1）に規定する意思表示をするまでの間に、受注者が大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号）に基づく指名停止措置を受けたときは、発注者は仮契約の解除を行うことができるものとする。
また、入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったときは発注者は仮契約の解除を行うこととする。
- （3） この仮契約締結後、（1）に規定する意思表示をするまでの間に、受注者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき（（2）の場合を除く。）は、発注者は仮契約の解除を行うこととする。
- （4） 発注者は（2）（3）による契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、大分県契約事務規則及び本契約の規定によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎 ⑩

受注者

構 成 員 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名 ⑩

目次

第 1 条	（総則）	0
第 2 条	（指示等及び協議の書面主義）	0
第 3 条	（業務計画書の提出）	1
第 4 条	（権利義務の譲渡等）	1
第 5 条	（秘密の保持）	1
第 6 条	（一括再委託等の禁止）	1
第 7 条	（調査職員）	2
第 8 条	（管理技術者）	2
第 9 条	（管理技術者等に対する措置請求）	3
第 10 条	（履行報告）	3
第 11 条	（貸与品等）	3
第 12 条	（要求水準書等と業務内容が一致しない場合の履行責任）	3
第 13 条	（条件変更等）	3
第 14 条	（要求水準書等の変更）	4
第 15 条	（業務の中止）	4
第 16 条	（業務に係る受注者の提案）	4
第 17 条	（適正な履行期間の設定）	5
第 18 条	（受注者の請求による履行期間の延長）	5
第 19 条	（発注者の請求による履行期間の短縮）	5
第 20 条	（履行期間の変更方法）	5
第 21 条	（業務委託料の額の変更方法等）	5
第 21 条の 2	（賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更）	6
第 22 条	（一般的損害）	6
第 23 条	（第三者に及ぼした損害）	6
第 24 条	（業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更）	6
第 25 条	（検査及び引渡し）	7
第 26 条	（業務委託料の支払い）	7
第 27 条	（部分払）	7
第 28 条	（債務負担行為に係る契約の特則）	8
第 29 条	（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）	8
第 30 条	（第三者による代理受領）	9
第 31 条	（部分払金の不払いに対する受注者の業務中止）	9
第 32 条	（債務不履行に対する受注者の責任）	9
第 33 条	（発注者の任意解除権）	9
第 34 条	（発注者の催告による解除権）	10
第 35 条	（発注者の催告によらない解除権）	10
第 36 条	（談合等不正行為による解除権）	11
第 37 条	（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	12
第 38 条	（受注者の催告による解除権）	12

第 39 条	（受注者の催告によらない解除権）	12
第 40 条	（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	12
第 41 条	（解除の効果）	12
第 42 条	（解除に伴う措置）	13
第 43 条	（発注者の損害賠償請求等）	13
第 44 条	（賠償の予約）	14
第 45 条	（相殺）	14
第 46 条	（受注者の損害賠償請求等）	14
第 47 条	（保険）	14
第 48 条	（紛争の解決）	15
第 49 条	（契約外の事項）	15

第 1 条 （総則）

- 1 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等（基本仮契約書、入札説明書、要求水準書、入札説明書等に対する質問及び回答書並びに提案書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び要求水準書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約書における用語の定義は、特にこの契約書で定義されている用語を除き、発注者、受注者が締結した大分県県立学校施設照明改修事業基本契約書別紙 1 の定義集のとおりとする。
- 3 この契約書及び要求水準書等の各書類との間に齟齬がある場合、この契約書、基本仮契約書、入札説明書、要求水準書、入札説明書等に対する質問及び回答書並びに提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、提案書類の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案書類が要求水準書に優先する。
- 4 受注者は、この契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、この契約書の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 5 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第13条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 6 受注者は、発注者に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。
- 7 受注者は、この契約書に特別の定めがある場合又は第 5 項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、この契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第 61 条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、大分地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第 2 条 （指示等及び協議の書面主義）

- 1 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以

下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第 3 条 （業務計画書の提出）

- 1 受注者は、要求水準書等に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出し、要求水準書等に定めるところに従いその確認又は承認を受けなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第 4 条 （権利義務の譲渡等）

- 1 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第 5 条 （秘密の保持）

- 1 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第 6 条 （一括再委託等の禁止）

- 1 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が要求水準書等において指定した主たる部分を第三者に委任してはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が要求水準書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、第 35 条第 1 項第 10 号イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他

の契約の相手方としてはならない。

- 4 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が要求水準書等において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。
- 5 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第 7 条 （調査職員）

- 1 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2 名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第 2 項の規定に基づく調査職員の指示、承諾又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、要求水準書等に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

第 8 条 （管理技術者）

- 1 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、設計業務の技術上の管理技術者と同一の者であってはならない。
- 3 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第 1 項の請求の受理、同条第 2 項の決定及び通知、同条第 3 項の請求、同条第 4 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第 9 条 （管理技術者等に対する措置請求）

- 1 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第 6 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

第 10 条 （履行報告）

- 1 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

第 11 条 （貸与品等）

- 1 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、業務の完了、要求水準書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第 12 条 （要求水準書等と業務内容が一致しない場合の履行責任）

- 1 受注者は、業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 13 条 （条件変更等）

- 1 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、

その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 要求水準書等の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 要求水準書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第14条（要求水準書等の変更）

- 1 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等又は業務に関する指示（以下この条及び第16条において「要求水準書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第15条（業務の中止）

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第16条（業務に係る受注者の提案）

- 1 受注者は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

第17条 （適正な履行期間の設定）

- 1 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

第18条 （受注者の請求による履行期間の延長）

- 1 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料の額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条 （発注者の請求による履行期間の短縮）

- 1 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条 （履行期間の変更方法）

- 1 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第18条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第21条 （業務委託料の額の変更方法等）

- 1 業務委託料の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発

注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第 21 条の 2 （賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更）

- 1 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果業務委託料の額が著しく不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更について書面により協議を申し入れることができる。
- 2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。
 - （1）協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が 2 か月以上残存していること。
 - （2）当該変更額が、変動前業務委託料の額（業務委託料の額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後業務委託料の額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前業務委託料の額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前業務委託料の額の 1000 分の 10 を超える額であること。
- 3 前項に基づく申し入れを行った発注者又は受注者は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、発注者と受注者で協議を行うものとする。
- 4 前項の協議を行った場合、発注者は協議の結果を書面により受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が当該通知を受領した日から 14 日以内に書面により異議を述べなかったときは、受注者は当該決定に同意したものとみなす。

第 22 条 （一般的損害）

- 1 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第 23 条 （第三者に及ぼした損害）

- 1 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前 2 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

第 24 条 （業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更）

- 1 発注者は、第 12 条から第 16 条まで、第 18 条、第 19 条又は第 22 条又は第 31 条の規定により業務委託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注

者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 25 条 （検査及び引渡し）

- 1 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

第 26 条 （業務委託料の支払い）

- 1 受注者は、前条第 2 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第 27 条 （部分払）

- 1 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中 回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 20 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3 項の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 ≤ 第 1 項の業務委託料相当額 × (9/10)
- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 6 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

第 28 条（債務負担行為に係る契約の特則）

- 1 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 8 年度 _____ 円

令和 9 年度 _____ 円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

令和 8 年度 _____ 円

令和 9 年度 _____ 円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

第 29 条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

- 1 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 39 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × (9/10) - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × (当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額)

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和 8 年度 _____ 回

令和 9 年度
令和10年度

回
回

第 30 条 （第三者による代理受領）

- 1 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第26条又は第27条の規定に基づく支払いをしなければならない。

第 31 条 （部分払金の不払いに対する受注者の業務中止）

- 1 受注者は、発注者が第27条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 32 条 （債務不履行に対する受注者の責任）

- 1 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、当該債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第25条第 2 項又は第27条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第 1 項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第25条第 3 項又は第 4 項の規定により工事監理業務が完了した日から本件建築物の工事完成後 2 年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事監理業務完了の日から10年とする。
- 4 発注者は、工事監理業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第 1 項の規定は、受注者の契約違反が要求水準書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第 33 条 （発注者の任意解除権）

- 1 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第35条又は第36条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 34 条 （発注者の催告による解除権）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - 一 第 4 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - 四 管理技術者を配置しなかったとき。
 - 五 正当な理由なく、第32条第 1 項の履行がなされないとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第 35 条 （発注者の催告によらない解除権）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 一 第 4 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - 二 第 4 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - 三 この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - 四 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 六 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
 - 九 第38条又は第39条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号に

において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト この契約に関し、受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第 36 条 （談合等不正行為による解除権）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第18条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第7条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第6条の2第1項（独占禁止法第7条の3において準用する場合を含む。）又は第19条の2から第19条の6の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第6条、第7条の2若しくは第19条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第7条第1号若しくは第5号又は第18条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第7条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金

の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の 6 若しくは第198条又は独占禁止法第89条第 1 項若しくは第95条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第44条第 1 項に規定する賠償金に充当することができる。

第 37 条 （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

1 第34条各号、第35条各号又は前条第 1 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

第 38 条 （受注者の催告による解除権）

1 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第 39 条 （受注者の催告によらない解除権）

1 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第14条の規定により要求水準書等を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の 5（履行期間の10分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

第 40 条 （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

1 第38条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第 41 条 （解除の効果）

1 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、出来形部分がある場合において、発注者は、出来形部分に係る確認後、出来形部分に相応する業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額に対して支払った額を控除した額を受注者に支払わなければならない。なお、出来形部分に相応する業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議開

始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

第 42 条 （解除に伴う措置）

- 1 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により、滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第34条、第35条、第36条第 1 項又は次条第 3 項によるときは発注者が定め、第33条、第38条又は第39条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第 43 条 （発注者の損害賠償請求等）

- 1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 債務不履行があるとき。
 - 三 第34条、第35条又は第36条第 1 項の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第34条、第35条又は第36条第 1 項の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 7 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）の割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 35 条第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第 44 条 （賠償の予約）

- 1 受注者は、第 36 条第 1 項各号（同項第 4 号に規定する刑法第 198 条に規定する刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完成した後においても同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

第 45 条 （相殺）

- 1 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

第 46 条 （受注者の損害賠償請求等）

- 1 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - 一 第 38 条又は第 39 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 26 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第 47 条 （保険）

- 1 受注者は、要求水準書等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

第 48 条 （紛争の解決）

- 1 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人 1 名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第 9 条第 2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。
- 4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第 1 項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

第 49 条 （契約外の事項）

- 1 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

大分県県立学校施設照明改修事業（大分県府地区 1 期）
入札説明書【別添資料 13】

（別紙）

建築士法第21条の 3 の 3 に定める記載事項

対象となる建築物の概要	大分県県立学校施設照明改修事業（大分県府地区 1 期） 要求水準書のとおり
業務の種類、内容及び方法	大分県県立学校施設照明改修事業（大分県府地区 1 期） 要求水準書のとおり

工事と設計図書との照合の方法 及び工事監理の実施の状況に関 する報告の方法	大分県県立学校施設照明改修事業（大分県府地区 1 期） 要求水準書のとおり
---	--

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】：
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】：
（建築設備の工事監理に関し意見を聴く者）	
【氏名】：	
【資格】：（ ）設備士	【登録番号】：
（ ）建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	（ ）建築士事務所
開設者氏名	（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）